独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	応用地質株式会社		コード	9755
提出日	2022/3/4	異動（予定）日	2022/3/25	
独立役員届出書の提出理由	当社の第65回定時株主総会（2022年3月25日）において、独立社外取締役の太田道彦氏が退任し、独立社外取締役として池田陽子氏を選任するため。			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	尾﨑　聖治	社外取締役	○										△					有
2	宮本　武史	社外取締役	○													○		有
3	池田　陽子	社外取締役	○													○	新任	有
4	内藤　潤	社外監査役	○													○		有
5	酒井　忠司	社外監査役	○							△								有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	尾﨑聖治氏は、サッポロビール株式会社において要職を歴任され、2019年までサッポロホールディングス株式会社の常勤監査役として在籍しておりました。 当社は、サッポロホールディングス株式会社及びそのグループ会社と過去10年間に取引がありますが、その額は最大で当社連結売上高の0.02%未満と軽微であり、当社とサッポロホールディングス株式会社の間には、特別な利害関係はありません。	尾﨑聖治氏の社外監査役としての選任理由は、同氏がサッポロビール株式会社において要職を歴任され、サッポロホールディングス株式会社のグループ各社の取締役、監査役の実績を有しており、当社が属する建設関連業とは異なる業種の経験を有する同氏の外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実と多様性の確保に有用であり、コーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断したためです。また、当社はサッポロホールディングス株式会社とこれまでに取引がありますが、その額は軽微であり、その他一般株主との利益相反の生じる恐れのある関係を有していないため、当社経営陣から独立した経営の助言・監督が行えると考えております。以上のことから、同氏を独立役員として指定するものです。
2		宮本武史氏の社外取締役としての選任理由は、同氏は経済産業省を中心に要職を歴任され、各種団体の理事等の豊富な経験と実績を有するとともに、資源エネルギー分野等の知見も有しており、同氏のこれまでの行政並びに経営に関する経験を踏まえた外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実とコーポレート・ガバナンスの強化に有用と判断したからであります。また、同氏は上記a～ｌのいずれにも該当せず、その他一般株主との利益相反の生じる恐れのある関係を有していないため、当社経営陣から独立した経営の助言・監督が行えると考えております。以上のことから、同氏を独立役員として指定するものです。
3		池田陽子氏の社外取締役としての選任理由は、同氏が長年にわたる弁護士としての豊富な経験とともに、政府・自治体における各種委員会委員の経験などを有しており、同氏のこれまでの法曹界並びに行政機関における各種委員会に関する経験を踏まえた外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断したからであります。また、同氏は上記a～lのいずれにも該当せず、その他一般株主との利益相反の生じる恐れのある関係者を有していないため、当社経営陣から独立した経営の助言・監督が行えると考えております。以上のことから、同氏を独立役員として指定するものです。
4		内藤　潤氏の社外監査役としての選任理由は、同氏が弁護士と他社の社外監査役としての実績を有しており、同氏の法律の専門知識ならびに経営に関する独立した外部の視点が、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実に有用であると判断したからであります。また、同氏は上記a～ｌのいずれにも該当せず、その他一般株主との利益相反の生じる恐れのある関係を有していないため、当社経営陣から独立した経営の助言・監督が行えると考えております。以上のことから、同氏を独立役員として指定するものです。
5	酒井忠司氏は、当社の取引銀行である株式会社富士銀行（現:株式会社みずほ銀行）に2002年まで業務執行者として在籍し、その後当社の主要取引先（当社連結売上高の２%以上の取引がある企業）であるみずほ証券株式会社に、2008年まで業務執行者として在籍しておりました。現在は、各社を退職後、各々20年と14年が経過しております。また、同氏の二親等以内の親族が、みずほフィナンシャルグループに在籍中ですが、当該親族は、業務執行者として重要な立場（役員、部長クラス）にありません。	酒井忠司氏の社外監査役としての選任理由は、同氏が銀行、証券会社等において、企画・管理部門等の業務および会社経営の経験と、他社の社外監査役の実績を有しており、同氏の金融機関での経験を踏まえた独立した外部の視点が、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に有用であると判断したからであります。また、同氏は、当社の主要取引先であるみずほ銀行とみずほ証券を退社後、10年以上が経過しているとともに、当社ならびに当社グループは、前期末時点でみずほ銀行に借入金がないことから、その他一般株主との利益相反の生じる恐れのある関係を有していないため、当社経営陣から独立した経営の助言・監督が行えると考えております。以上のことから、同氏を独立役員として指定するものです。

4．補足説明

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。